

第10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

第10-1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

- 令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等（社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等をいう、以下同じ。）の実情を把握することが、都道府県が行わなければならない業務として位置付けられました。
- （図表10-1）は、令和6年3月31日時点で代替養育中のこどものうち、（A）各年度中に18歳を迎える者及び（B）各年度に措置延長されている者並びに（C）措置延長等を必要とする者により、自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を見込んだものです。計画期間中、毎年約40人が措置解除等により社会に巣立つこととなります。

（図表10-1）自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

	R5	R6見込	計画期間中の見込				
			R7	R8	R9	R10	R11
（A）各年度中に18歳を迎える者（人）	22	22	33	45	39	37	29
（B）各年度に措置延長されている者（人）	24	22	11	10	6	9	8
（C）（A）のうち措置延長等を必要とする者（人）	9	6	6	9	6	5	5
（A）+（B）-（C）	37	38	38	46	39	41	32

（出典）大分県中央児童相談所、大分県中津児童相談所調べ

- （図表10-1）の者に対しては、後述する社会的養護自立支援拠点事業所において、措置解除前の段階で相互交流の場や生活相談等の窓口の紹介に加え、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付制度の周知のほか、措置解除後には定期的なアウトリーチ（訪問、電話、メール等）による実情把握等を引き続き実施します。
- 本県では令和4年度に、日本財団の協力のもと、児童養護施設等への入所措置や里親委託等を解除された者の生活状況・支援ニーズ等を把握するため「大分県施設等退所者の実態に関する調査」を実施しました。（平成24年4月～令和4年3月に中学卒業以降で措置解除となった18歳以上の530人を対象、回答者数78人（回答率14.7%））
- 生活状況について、収支バランスでは「支出の方が多い（赤字）」（21.8%）や、健康面では「通院している」（14.1%）、また、通院の有無にかかわらず心理的な不調・ストレス、孤独感等といった心理的な葛藤を抱える者の存在も確認されました。

- ・ 支援ニーズについて、退所に向けて不安や心配だったことは「仕事のこと」(47.4%)、「生活費や学費のこと」(41.0%)、「住まいのこと」(24.4%)の順に多く、自立に向けては就労・就学、生活費や住まいについて特に支援する必要があると考えられます。
- ・ 今後、経済情勢の変化等に伴い、当該調査結果との相関度合いも変化することが見込まれます。そのため、計画期間中に、就労・就学、生活費や住まいの状況などの実態把握調査の再度実施を検討するとともに、その際は、社会的養護経験者等をはじめ、自立支援に携わる関係機関等が参画する協議の場(社会的養護自立支援協議会)の設置を検討します。

第10-2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本県では、「児童アフターケアセンターおおいた」(平成23年度開設、以下「アフターケアセンター」という。)に配置された支援コーディネーターを中心に、毎年度、措置解除者全員を対象に作成する社会的自立に向けた計画(以下「継続支援計画」という。)に基づき、生活や就労に関する相談に応じた支援等を行っています。
- ・ 平成25年度から全ての児童養護施設に職業指導員が配置されており、児童相談所の児童福祉司等も参画のうえ毎月開催する職業指導員連絡会を通じて措置解除者の近況や課題等を情報共有するなど、アフターケアセンターとの連携体制を構築しています。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画では、「継続支援計画に基づく支援の実施率」「継続支援計画対象者の施設退所後の就労・就学率」を目標指標に設定しましたが、(図表10-2)のとおり、全ての項目でR6目標を達成する見込みです。
- ・ 要因としては、措置解除予定者の同席のもと、児童相談所の担当児童福祉司や施設職員等が参画する会議において継続支援計画を策定し、当該計画に基づき、アフターケアセンターが定期的なアウトリーチ(訪問、電話、メール等)による近況確認を実施するなど、きめ細かな対応によるものです。なお、半年後の就労・就学率は、措置解除時期によっては年度を跨ぐことになり、年度毎の統計算出が困難なため掲載していません。

(図表10-2) 現行計画の達成見込

項目		R4	R5	R6見込(目標)	
継続支援計画に基づく支援の実施率		100.0%	100.0%	100.0% (100.0%)	達成見込
継続支援計画対象者の施設退所後の就労・就学率	半年後	—	—	— (90.0%)	—
	1年後	88.0%	87.1%	90.0% (85.0%)	達成見込
	3年後	91.9%	86.2%	90.0% (75.0%)	達成見込

(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ

2 地域の現状

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務として位置付けられました。
- ・ 具体的には、児童自立生活援助事業について、従前の20歳や22歳といった年齢ではなく児童等の置かれている状況等を踏まえ支援を受けることができるよう年齢や実施場所の要件に関する弾力化等が行われました。また、年齢制限なく相互に交流等を行う場所の提供や日常生活や就労等に関する悩み等の相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設されました。
- ・ 児童自立生活援助事業については、令和5年9月末時点で、県外の自立援助ホームに入居中の者が3人、高校中退後にアルバイト等を行うも継続できず直近での自立が難しい状況等にある者が7人、中高生以上の高年齢児でもあり代替養育不適合状態の際に委託一時保護など受入れ先の確保が困難な状況等にある者が8人、合計18人（男性8、女性10）の利用が見込まれます。（各児童相談所調べ）
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業について、アフターケアセンターにおける相談受案件数は、令和3年度に182人から延3,498件、4年度に285人から延3,512件、5年度には252人から延2,935件と高止まりの傾向にあります。家庭から離れて生活せざるを得なかったり、保護者や親族等からのサポートが見込まれない中で社会から求められる今後の自己・進路決定等をより適切なものにするため、令和5年度には支援コーディネーターを1名追加配置し、生活相談支援員を含めて4名体制で相談支援等を行っています。さらに、前述した実態調査結果を踏まえ、相談者等に心理療法が必要な場合に適切な支援が実施できるよう、令和6年度には心理職等を配置しています。
- ・ さらに、アフターケアセンターでは、日本財団の協力のもと、令和4年度に社会的養護経験者等が相互に交流等を行う拠点としてCONETステーションを開設しました。代替養育経験者がスタッフとして運営に携わっており、SNS等を活用し情報発信するなど、居場所の提供のみならず、引っ越しの手伝いや寄付物品の受渡しなど、アウトリーチも含めて精力的な活動を展開しています。
- ・ また、アフターケアセンターの元受託法人等の有志が任意団体を設立し、代替養育経験者に対して、民家を活用した居場所を提供するサロン活動のほか、四季折々の行事や野外活動を通じて当事者同士の交流機会を創出する取組などを行っています。当該団体の運営はボランティアのため、県においては、一般寄付等の呼びかけや取組紹介など関係機関との情報共有等を通じた活動支援を行います。
- ・ こどもヒアリングでは、措置解除後に困るかもしれないことや心配なことについて、仕事やお金、学校（進学や卒業）に関する声が多くあったほか、「1人暮らしが怖い」「料理や病院も心配」「心配ごとがない人が信じられない」など、多くのこどもが将来に向けて不安を抱えている状況が見受けられました。また、相談相手や方法について、施設の職員など現在身近にいる者に「直接会って相談したい」「直接会いに行くか、会いに来てほしい」という声が多くありました。代替養育経験者にとって、アフターケアセンターや相互交流の場等が身近な存在となるために、引き続き、アウトリーチや施設訪問等を通じた利用しやすい環境づくりを行っていくことが必要です。

(1) 資源の必要量等

- ・ 児童自立生活援助事業については、対象者が入居先等を選択できるよう、Ⅰ型（自立援助ホーム）、Ⅱ型（児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設）及びⅢ型（里親・ファミリーホーム）の全施設類型を実施します。
- ・ Ⅰ型については、男女それぞれ1か所ずつ（計2か所）、定員6名ずつ（計12名）を資源の必要量等とします。
- ・ Ⅱ型については、県央（大分・由布）や県北（中津・豊後高田・宇佐）などのブロックごとにおおむね1か所ずつの計6か所、定員2名ずつ（計12名）を資源の必要量等とします。なお、入居ニーズ等に応じて、児童自立支援施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設での実施も検討します。
- ・ Ⅲ型については、対象者からの相談に応じた個別判断を想定し、資源の必要量等は見込みません。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業については、複数拠点を設置することによる業務量の分散等の利点も考えられますが、社会的養護経験者等が相談先を迷わないよう、県下一円で相談窓口をワンストップ化する目的で、1か所を資源の必要量等とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 児童自立生活援助事業については、Ⅰ型が1か所（定員6名、男性）及びⅢ型が1か所、Ⅱ型の実施はありません（令和6年11月1日時点）。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業については、アフターケアセンターが実施しています。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 児童自立生活援助事業について、Ⅰ型（定員6名、女性）が1か所、Ⅱ型及びⅢ型は資源の必要量等が整備すべき見込量等となります。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業については、アフターケアセンターによる継続実施が整備すべき見込量等となります。

3 整備・取組方針等

- ・ 児童自立生活援助事業Ⅰ型については、県内法人のみならず、全国的に自立援助ホームを展開している県外法人の参入開設等も視野に、更なる整備を検討します。
- ・ 児童自立生活援助事業Ⅱ型については、入居定員を児童養護施設本体の定員外に設定する必要があるため、各児童養護施設の多機能化・機能転換計画に基づき、施設本体の定員数とあわせて整備を検討します。
- ・ また、社会的養護自立支援拠点事業所との連携体制を維持・強化するため、Ⅰ型及びⅡ型に配置さ

れた管理者や指導員等の職業指導員連絡会への参画を進めます。

- ・ 児童自立生活援助事業Ⅲ型については、入居定員に里親・ファミリーホーム委託児童を含める必要があるため、家庭養育優先原則に基づき乳児等の新たな措置先として一定程度の定員枠を確保する必要があることから、入居ニーズ等に応じて慎重な整備を検討します。
- ・ 児童自立生活援助事業の入居人数については、計画期間中の経済・社会情勢等に左右されるため、目標達成のために恣意的に入居を推進するものではなく、定員数の7割程度を想定入居人数として参考掲載するものです。
- ・ また、児童自立生活援助事業による自立支援を実効性のあるものとし、可能な限り対象者の早期自立を目指すために、Ⅲ型を希望する者に対しても、指導員等の配置要件が付されるⅠ型又はⅡ型を推奨します。ただし、本人と里親等との信頼関係のもとで実施する自立支援が効果的である場合も考えられるため、対象者の状況等に応じて慎重な判断を行います。
- ・ 児童自立生活援助事業については、県外で代替養育を経験した者や、幼少期に一時保護・解除され、その後児童相談所が関与しておらずケース記録が残っていない者など、様々な対象者が考えられます。自立支援を効果的に行うためには、ケース記録の保存や情報共有の仕組みなど、全国的な基準整備が求められます。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業については、アフターケアセンターによる事業実施を継続するとともに、社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに適宜提供できる一時避難的かつ短期間の居場所の確保を検討します。あわせて、進学や就職等により県外へ転出した社会的養護経験者等に対して、必要に応じて、転出先の支援団体等が訪問支援などを実施できるよう、引き続き、対象者の意向を尊重し、アフターケアセンターによる県外支援団体等との連携体制の構築に努めます。
- ・ また、利用者等の意見を聴取のうえ、社会的養護経験者等の相互交流の場として CONET ステーション及び任意団体が運営する居場所サロンの継続的かつ安定的な運営のための支援を検討します。

4 評価のための指標

項目			現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
			R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
児童自立生活援助事業	I型	実施か所数(か所)	—	1	2	1				
		入居人数(人)	—	4	8	—	—	1	—	—
	II型	実施か所数(か所)	—	0	6	4				
		入居人数(人)	—	0	8	—	—	4	—	—
	III型	実施か所数(か所)	—	0	6	6				
		入居人数(人)	—	0	8	1	1	1	1	2
III型	実施か所数(か所)	—	1	個別判断	8					
	入居人数(人)	—	1	個別判断	1	1	2	2	2	
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数(か所)			(1) 前身事業	1	1	個別判断				
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制の整備状況			有	有	有	—	—	—	—	—
						職業指導員連絡会の継続実施				

※各項目、年度末時点